

平成 2 8 年泉北環境整備施設組合議会

第 1 回定例会 会議録

平成 2 8 年 2 月 1 6 日（火）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成28年2月16日（火）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	二瓶	貴博	君	2番	出川	康二	君
3番	久保田	和典	君	4番	森	博英	君
5番	古賀	秀敏	君	6番	溝口	浩	君
7番	野田	悦子	君	8番	丸谷	正八郎	君
9番	中谷	昭	君	10番	森下	巖	君
11番	金児	和子	君	12番	大浦	まさし	君
13番	坂本	健治	君	14番	小林	昌子	君
15番	末下	広幸	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	伊藤	晴彦	代 表 監 査 委 員	北山	保
事 務 局 長	竹田	竜彦	会 計 管 理 者	池治	久美子
総 務 部 長	炭谷	力	環 境 部 長	野本	順一
総 務 部 理 事	重里	紀明	総 務 部 次 長	中嶋	護
総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 長 事 務 局 長	池尾	秀樹	総 務 部 総 務 課 長	飯坂	孝生
総 務 部 総 務 人 事 課 長	渡邊	一午	総 務 部 総 務 課 参 事 兼 課 長 代 理	西田	尚史

総務部 総務人事課長代理	大西 英明	環境部次長	逢野 典夫
環境部 環境事業課長	堀場 壽	環境部 泉北クリーンセンター所長 兼第1事業所長	藤原 義雄
環境部 資源循環型社会推進課長	田中 達男	環境部 資源循環型社会推進課参事	細木 弘吉
環境部 資源循環型社会推進課長代理	浜野 勝夫	環境部 環境事業課長代理	西井 英明

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部総務課主幹	坂上 晃	総務部総務人事課 主幹	月下 浩一
----------	------	----------------	-------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 1号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成27年度11月分、12月分) |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 泉北環境整備施設組合行政不服審査法施行条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 泉北環境整備施設組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 泉北環境整備施設組合都市下水路事業特別会計条例及び泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 8号 | 平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 12 | | 運営方針 |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について(別冊) |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について(別冊) |

(午前10時00分開会)

○議長（溝口 浩君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しいところ、本日招集されました平成28年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は定数の半数以上に達しておりますので、平成28年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立をいたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付をいたしております日程により順次議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

5番 古賀秀敏議員、12番 大浦まさし議員のご両名をお願いいたします。

次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしのお声がありますので、本定例会の会期は本日1日と決定をいたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 管理者の阪口でございます。

議長さんのお許しをいただきまして、平成28年本組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、組合市の議会、委員会等を目前に控えまして何かとご多忙な中、本定例会にご参集をいただきましてまことにありがとうございます。平素は本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日ご提案を申し上げますが、平成28年度本組合の予算案を中心にご審議を願うわけでございますが、平成28年度の組合運営方針につきましては、後ほど機会をいただきまして申し上げますので、議員皆様方のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そのほかの案件といたしましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する

条例制定について外6件、また、平成27年度一般会計補正予算につきましてご審議をいただき案件、報告案件といたしまして例月現金出納検査の結果報告でございます。

いずれの案件につきましても、それぞれ上程されました際に詳しくご説明申し上げますが、どうかよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き、議事に入ります。

日程第3、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告についてを議題といたします。

本件は、平成27年度11月分及び12月分に関する現金出納検査結果の報告であります。

この際、質疑がありましたらお受けをいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

次に、日程第4、議案第1号、泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから日程第11、議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組一般会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第9号、平成28年度泉北環境整備施設組一般会計予算についてから日程第14、議案第10号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算についてまでは、議会運営委員会の決定により、即日審議といたします。

日程第4、議案第1号、泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

本件は、行政不服審査法の全部改正による新法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、本組合情報公開条例及び本組合個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合情報公開条例の一部改正で、目次の第3章、救済手続及び救済機関につきまして、第15条の2を追加し第16条とし、次の第12条は文言の整備を行うものでございます。

次の15ページでございます。

第15条の審理員による審理手続に関する規定の適用除外につきましては、行政不服審査法の施行により、審査請求があった場合公平に審理するため、処分に関与しない職員が審理員として指名され審理手続を行うこととなりますが、法第9条のただし書きにより、情報公開決定等に係る審査請求につきましては、審理員の適用をしないとするものでございます。

次に、旧条例の第15条不服申し立て等につきましては、行政不服審査法の施行により見出しを審査会等への諮問等に改め第15条の2とし、公開決定等に係る審査請求があった場合の本組合情報公開審査会への諮問等につきまして定めるものでございます。

次の16ページでございます。

第16条の情報公開審査会につきましては、行政不服審査法の施行により審査請求に一元化され、第8項の不服申立人を審査請求人に改めるものでございます。

次の2条関係につきましては、本組合個人情報保護条例の一部改正で、目次の第2章第2節の第26条を第26条の2に改めるものでございます。

17ページでございます。

次の第26条の審理員による審理手続に関する規定の適用除外につきましては、情報公開条例の改正と同様に、法第9条のただし書きにより、開示決定等、訂正等決定又は開示請求もしくは訂正等に係る不作為に対する審査請求につきましては、審理員の適用をしないものとするものでございます。

次の旧条第26条の救済手続きにつきましては、18ページにわたりますが、行政不服審査法の施行により見出しを審査会への諮問等に改め第26条の2とし、開示決定等又は訂正等決定についての審査請求があった場合の審査会への諮問等につきまして定めるものでございます。

次の第33条の審査会につきましては、行政不服審査法の施行により審査請求に一元化され、情報公開条例の改正と同様に第8項の不服申立人を審査請求人に改めるものでございます。

恐れ入りますが、13ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日からとし、経過措置につきましては、

第1条及び第2条とも改正後の規定につきましては、この条例の施行日以後にされた公開決定等に係るものに適用し、同日前にされた公開決定に係るものにつきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合情報公開条例及び泉北環境整備施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第5、議案第2号、泉北環境整備施設組合行政不服審査法施行条例制定**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合行政不服審査法施行条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

本件は、行政不服審査法が全部改正され、新法が平成28年4月1日より施行されることに伴い、同法第81条第2項の規定により、組合の附属機関の設置及び運営並びに同法第38条第1項の規定による書面の交付及び交付に係る手数料の額につきまして定めるものでござい

す。

内容につきましてご説明申し上げます。

20ページでございます。

第1条の趣旨につきましては、行政不服審査法の規定により設置いたします泉北環境整備施設組合の附属機関の組織及び運営について定めるほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

次の第2条の審査会の設置につきましては、行政不服審査法の規定により、本組合の行政不服審査会を設置するものでございますが、法第81条第2項の規定に基づき、常設とはせず、事件ごとに附属機関として置くものでございます。

次の第3条の組織につきましては、審査会は委員5人以内で組織するものでございます。

次の第4条は委員について、第5条は会長について定めるもので、次の21ページの第6条は会議について定めるものでございます。

次の第7条の手数料の額につきましては、行政不服審査法第38条第6項の規定により政令を条例に読みかえ、同条第4項の規定により、提出書類等の写し等、書面の交付を受けた場合の手数料の額を別表のとおり定めるものでございます。

次の第8条の手数料の納付等につきましては、行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類等の写し等、書面の交付を受けるときに納付しなければならないとし、第2項は既納の手数料の還付についての規定でございます。

次の第9条の手数料の減免につきましては、行政不服審査法第38条第6項の規定により政令を条例に読みかえ、同条第5項の規定により手数料を減額又は免除することができるものとし、書面の交付を受ける審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別な理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができるものとするものでございます。

次の第10条は行政不服審査法の準用規定で、第11条は委任といたしまして、この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとするものでございます。

附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行し、次の第2項では、本組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、次の22ページでございます、行政不服審査会の委員の報酬日額9,000円を追加するものでございます。

次に、本条例第7条に規定しております別表につきましては、本表のとおり定めるものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合行政不服審査法施行条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合行政不服審査法施行条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第6、議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項につきまして所要の規定の整理を行うものでございます。

内容につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

第1条の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正により第24条中の1項が削除され

ましたので、引用する条項を第24条第5項に改めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第7、議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

本件は、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正による新法の施行に伴い、引用する条項の整理を行うものでございます。

内容につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

第1条の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正により第24条中の1項が削除されましたので、引用する条項を第24条第5項に改めるものでございます。

次の第33条の3につきましては、行政不服審査法の全部改正による新法施行に伴い、第4項中の引用する条項を行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に改めるものでございます。

27ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第8、議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条

例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

本件は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部改正及び行政不服審査法の全部改正による新法施行に伴い、引用する条項の整理を行うものでございます。

内容につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

本条例第3条につきましては、厚生年金保険法等の一部改正により、引用する地方公務員等共済組合法第84条第2項が削除され、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に改めるものでございます。

次の第14条の2につきましては、行政不服審査法の全部改正による新法の施行に伴い、第4項中の引用する条項を行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に改めるものでございます。

30ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第14条の2第4項の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第9、議案第6号、泉北環境整備施設組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第6号、泉北環境整備施設組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

本件は、行政財産使用料の額の算出基準につきまして、使用期間1カ月単位分と1年単位分を明確に区分するため所要の規定の整備を行うものでございます。

内容につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。

第3条の使用料の額につきまして、同条第1項は使用期間1カ月単位を基準としておりますが、同項第3号の電柱、電話柱等につきましては使用期間1年を基準としており、第1項第3号及び第4号を削り、同項に第3号として「前2項の規定によることが適当でないもの管理者が別に定める。」を加えるものでございます。

また、第3条第2項を削り、同条の各項の整理を行い、同条第4項として「前3項の規定にかかわらず、電柱、電話柱、公衆電話所等を設置するために使用する時の使用料は、別表のとおりとする。」を加えるものでございます。

36ページでございます。

第3条関係の別表の備考につきましては、文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、34ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、泉北環境整備施設組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第10、議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路事業特別会計条例及び泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路事業特別会計条例及び泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本組合公共下水道事業は、昭和43年に広域下水道事業として事業着手し、長年にわたり組合市の公共下水道事業の普及に取り組んでまいりましたが、平成25年度末をもって事業を組合市に移管し、以降精算事務を行ってまいりましたが、平成27年度にて終結することとなったため本会計条例を廃止するもので、また都市下水路事業特別会計につきましてもあわせて廃止するものでございます。

38ページでございます。

附則でございますが、この条例は平成28年3月31日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合都市下水路事業特別会計条例及び泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例制定でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路事業特別会計条例及び泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第11、議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第3号）**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

本件は、歳入、歳出予算の見通しによる増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,620万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,006万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次の第2条は、資源化センター整備事業の継続費の補正で、既定の継続費の変更は第2表継続費補正によるものでございます。

次の第3条は、既定の地方債の変更で、第3表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

3歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、1億2,720万円の減額でございます。

旅費につきましては、資源化センター整備事業に伴います機器類の工場検査が大阪近郊での実施となったため、20万円を減額し、次の需用費の消耗品費では処理薬品使用料の減により200万円の減額及び排ガス処理に使用いたします天然ガスの使用量の減により光熱水費で600万円の減額で、需用費で800万円の減額となったものでございます。

次の委託料は、粗大ごみ処理設備運転管理業務及びごみ再資源化選別業務委託料、大阪湾広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分業務委託料等の契約差金等による減額、資源化センター建設工事に伴います施工監理業務委託料の確定により、委託料で5,100万円の減額となったものでございます。

次の工事請負費では、粗大ごみのリユース事業の推進による効果として、粗大ごみ処理設備の定期整備の延伸を図ることができ、本年度の予算額4,650万円全額を減額するものでございます。また、1、2号炉定期整備工事費等契約差金及び資源センター建設工事費の確定により、工事請負費で6,800万円の減額となったものでございます。

次の48ページでございます。

第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、900万円の減額でございます。工事請負費におきまして、王子川都市下水路矢板改修工事費等の契約差金によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、1億4,290万円の減額でございます。歳出予算1億3,620万円の減額と次の諸収入160万円及び組合債510万円の歳入予算の追加によるものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入につきましては160万円の追加で、太陽光発電設備設置に伴います補助金でございます。

46ページでございます。

第7款組合債、第1項組合債につきましては510万円の追加でございます。

第2目ごみ処理事業債につきましては、太陽光発電設備設置工事等場内整備工事費で1,270万円の追加、次の第3目下水道事業債につきましては、王子川都市下水路矢板改修工事費の減額により760万円を減額し、組合債で510万円の追加となったものでございます。

恐れ入りますが、42ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございますが、上段の資源化センター建設工事施工監理業務委託料につきましては、委託料の確定により平成27年度の予算額528万1,000円から507万6,000円減額の20万5,000円とし、総額を2,678万4,000円とするものでございます。次の資源化センター建設工事費につきましても、工事費の確定により平成27年度の予算額6,852万3,000円から1,085万2,000円減額の5,767万1,000円とし、総額を13億3,914万8,000円とするものでございます。

次の43ページでございます。

第3表地方債補正につきましては、ごみ処理事業に1,270万円追加の7,060万円とし、次の下水道事業では760万円減額の4,190万円とし、一般会計の限度額を1億6,530万円と定めるものでございます。

以上が、平成27年度本組合一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第12**、管理者より平成28年度当初予算編成に当たっての**組合運営方**

針を承ります。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 平成28年度の予算（案）をご審議いただきます前に、管理者といたしまして組合運営方針を申し述べ、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるものでございます。

組合市におきましては、少子高齢化により今後も社会保障関係経費のより一層の増大が想定される中、厳しい財政運営を余儀なくされています。そのような中、地方創生・総合戦略を進める上でも、広域行政による効果的、効率的な事務の簡素化が求められてきています。

また一方、パリで開催されました「COP21」で先進国や途上国の200近い国、地域が参加し、地球温暖化対策としてCO₂排出量削減に係る目標数値がそれぞれ設定され、世界の気温上昇を2度未満に抑えるための取り組みが合意されました。日本のCO₂排出量削減は、平成25年にて、平成42年には26%の排出量を削減する取り組みが求められております。

本組合は、環境にかかわる分野において、今後とも広域化による行政コストの削減を図りつつ、ごみの減量化、リユース、リサイクルを推進し、低炭素社会の実現に向けた取り組み、また再生可能エネルギー利用による高効率の廃棄物削減を進めてまいりるものでございます。

本組合では、これまで平成19年度に策定いたしました「経営改革プラン」を推進し、し尿処理施設の統廃合や5号炉の予備ピット化など、効果的、効率的な組合運営を進めてまいりました。

人件費では、「経営改革プラン」に引き続き、平成25年度に「定員管理計画」を策定し、より一層のアウトソーシングに取り組んでおります。人件費総額で平成19年度12億400万円、平成27年度では5億5,200万円で、約54%の削減を図り、効率的かつスリムな組織体制に取り組むなど、「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、組合市の体制状況を踏まえ、引き続き全ての事務事業の見直しに努めていきます。

組合市において家庭系可燃ごみ有料化が実施され、可燃ごみの減量化が進む中、資源ごみの分別収集の拡大に対応するため整備を進めてまいりました。資源化センターが本年4月から本格稼働をいたします。今後とも資源循環型社会の形成に向け、さらなる「ごみの減量化とリサイクルの推進」を組合の基本理念とし、平成28年度の予算（案）を編成いたしました。

なお、公共下水道事業につきましては、長年組合市の公共的事業を担ってまいりましたが、既にご承知のとおり、平成25年度末をもって組合市に移管されており、平成27年度末をもって終結することとなったため、当該特別会計については廃止することといたしております。

それでは、平成28年度予算（案）につきましてご説明申し上げます。

平成28年度予算（案）は、一般会計35億1,723万4,000円、廃棄物発電事業特別会計5億1万円、合計40億1,724万4,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと、一般会計19億5,245万1,000円の減、廃棄物発電事業特別会計3,000万円の減、公共下水道事業特別会計1,100万1,000円の減、合計19億9,345万2,000円の減となったものであります。

平成28年度予算（案）に掲げる主要方針からご説明申し上げます。

まずは「定員管理計画」の推進についてであります。

平成19年度から進めてまいりました「経営改革プラン」については、選択と集中により事務事業の改善を行い、特に人件費については平成19年度当時職員100名体制を、プラン最終年度の平成23年度では計画を8名上回る38名削減し、62名としたところであります。

その後さらなる組織の見直し、再構築を行いながら、資源循環型社会の推進に向け質の高い行政サービスを提供するため、平成26年度を初年度とした「定員管理計画」を策定し、目標年次の平成30年度を目指し着実に推進に努めているところであります。

平成27年度では、ごみ処理設備運転業務の委託化を行い、また平成28年度ではごみ処理施設として焼却設備、粗大処理設備運転管理の統合を図るなど、委託業務や事務事業体制の見直しを進め、より一層の効率化、組織の活性化を図り、職員数を51名としたものであります。今後も引き続き「定員管理計画」に基づき、目標年度である平成30年度での47名体制を目指してまいります。

今後組合職員の役割として、企画立案・総合調整等を図りながら、組合市とともに環境施策をリードしてまいります。

次に、「ごみの減量化とリサイクルの推進」であります。

これまで組合市とともにごみの減量化対策として缶、びん、ペットボトルの分別、資源化に取り組んでまいりましたが、平成21年度企業系ごみの有料化を皮切りに、平成22年度に泉大津市、平成25年度に高石市、平成27年度に和泉市が可燃ごみの有料化等を実施し、市民の皆様方のご協力をいただきました。これにより、ごみの焼却量は平成9年度の約12万5,000トンピークに平成26年度では約8万9,000トンと、約30%の減量を図ったもので、これにより5号炉は予備ピット化し、維持管理経費の削減につながっています。

今後は、さらに可燃ごみの減量化が進むとともに、缶、びん、ペットボトルに加え容器包装プラスチックの分別が進み、資源ごみの増加が予想されます。こうした中、組合では平成26年度から2カ年事業で建設をしてまいりました資源化センターが本年4月から本格稼働す

る運びとなりました。この施設では、缶、びん、ペットボトルに加え、新たに実施いたしますプラスチック製容器にも対応するリサイクル施設であります。

資源化センターの稼働により、今まで組合市が行ってきたペットボトル等の前処理についても、組合での一元処理ができ、より効率的かつ効果的な施設運営を図っていくとともに、太陽光発電による室内照明や災害時の緊急用充電コンセントを設置するなど、環境や災害時にも配慮した施設で、市民の皆様にも親しみを持っていただけるよう名称を公募し、「エコトピア泉北」と命名いたしました。

これまで組合市とともに行ってきたごみの分別、減量の啓発活動によって、市民のごみ行政への関心は年々高まっています。今後もあらゆる機会を捉えて、組合市と協働しながら、ごみの減量化、リサイクル推進への啓発活動を進め、循環型社会の形成につなげてまいりたいと考えております。

これまで取り組んできた泉北環境クリーンフェスティバルや組合市の環境フェスティバルにおいて、粗大ごみの中から再使用可能なものを抽出し、市民の皆様へ無償で提供しているリユース事業につきましても、非常に好評をいただいているところでございます。今後ともより一層広く市民へのPRを図るべく定期的に事業を展開するなど、組合市と協働しながらリユース、リサイクルの推進、啓発を進めてまいりたいと考えております。

なお、このリユース事業による効果といたしましては、粗大ごみ処理設備の定期点検整備を数カ月延伸することができ、平成27年度の定期点検整備費の削減を図ることができました。

ごみ処理施設については稼働以来13年が経過し、経年劣化が進む中、日常の適正な運転管理と整備計画に基づく適切な定期点検整備、基幹的整備の更新等の整備を適格に実施し、施設の維持管理を行っています。平成28年度の基幹的設備の整備につきましては、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収する焼却室上部のボイラー水管の取替を行うもので、4カ年計画の最終年度として実施してまいります。

今後とも定期点検整備につきましては、経年劣化による性能低下の著しい設備について、整備計画に基づき年次的に点検整備を行ってまいります。

次に、し尿処理については、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制の確保、公衆衛生の向上に努めてきたほか、下水道普及率の向上に伴い平成20年に第3事業所を休止し、第1事業所単独での処理を行うなど、効率的な施設の運営に努めてまいりました。

こうした中、大阪府のし尿処理の広域化推進に基づき、忠岡町からし尿及び浄化槽汚泥の処理について共同処理したい旨の要請を受け、広域化処理の有効性、経済性及び効率性等を

検討した結果、平成28年6月より共同処理を実施する運びとなりました。これにより、維持管理費等につきましては3市1町で分担することとなり、組合市の分担金につきましては減少することとなります。

今後もより効率的で効果的な施設運営に努め、経年劣化が進む施設の延命を図るとともに、維持管理経費の削減、環境に配慮した施設の運営に努めてまいります。

次に、都市下水路では、平成25年度から4カ年計画で、潮位の影響により腐食の著しい矢板護岸の改修工事を施工しており、本年度が最終年度となりますが、今後も引き続き周辺住民への臭気防止や市街地への浸水防除など、王子川都市下水路の適切な維持、安全管理に努めてまいります。

以上が、一般会計における主要施策の概要でございます。

続きまして、廃棄物発電事業特別会計につきまして、泉北クリーンセンターにおいてごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収、利用することにより年間5,000万キロワットの電力をつくり出すことができ、施設内の電力供給はもとより、余剰分は電力会社に売電するサーマルリサイクルを行っています。

なお、組合の発電効率でございますが、平成25年度では1トン当たり602キロワットとなり全国1位となりました。温室効果ガス発生抑制による地球温暖化防止への率先した取り組みはもちろんのこと、効率的な運転計画や競争入札を実施することで、平成28年度では発電収入5億円の歳入を計上しているところでありますが、電気、天然ガスの受給契約の競争入札のあり方についても研究を重ね、経費の削減に努めてまいります。

以上が、特別会計における主要方針の概要でございます。

次に、歳入予算の組合市分担金につきましてご説明を申し上げます。

平成28年度の組合市分担金は25億5,366万2,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと7億707万1,000円の減となったものであります。今後も地域の環境整備を担う基幹施設として、市民の皆様への啓発活動はもちろんのこと、「ごみの減量化とリサイクル、リユースの推進」を図り、「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、これまでの慣例や従来の発想にとらわれることなく、常に行政コストの削減に留意しながら、より効率的かつ効果的な体制で、循環型社会の形成に資することができるよう、組合市としっかり連携を図りつつ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら積極的に取り組んでまいります。

以上が、平成28年度の予算（案）の主要方針でございます。今後とも、正副管理者と職員一同が一丸となって組合運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市

民の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 管理者の運営方針が終わりました。

本来ここで運営方針に対する質疑をお受けするところではございますが、議会運営委員会の決定により、次の予算審議の中でお受けいたします。

引き続き、議事に入ります。

日程第13、議案第9号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

本件についての提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第9号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億3,723万4,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、地方債でございまして、第2表地方債によるものでございます。

第3条では、一借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

3歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬及び議会に要する経費といたしまして665万8,000円を計上しております。

次の13ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして2億2,958万1,000円を計上しております。委員報酬、特別職3人、一般職21人の給与、共済費の人件費で2億1,130万3,000円を計上しております。

次の14ページでございます。

委託料では、組合例規集データベース等更新業務及び平成28年度決算より実施予定としております公会計制度導入に伴い、固定資産台帳等の整理、作成支援業務委託料で631万3,000

円を計上しております。

次の使用料及び賃借料につきましては、電算機借り上げ料及び公会計制度実施に向けシステム借り上げ料等で867万1,000円を計上しております。

次の15ページでございます。

第2目監査委員費につきましては、委員報酬、旅費等で74万5,000円、次の第3目公平委員会費では、委員報酬で6万6,000円を計上しております。

次の16ページでございます。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、本年度より忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理事務委託を6月から実施するもので、広域化の推進及び分担金の削減につながるものでございます。

予算額は、し尿処理に要する経費といたしまして2億8,808万円を計上しております。

し尿処理場の管理運営に携わります一般職2人の給与、共済費の人件費で1,699万3,000円、処理運営のための処理薬品費等消耗品費、光熱水費等需用費で7,240万7,000円を計上しております。

17ページでございます。

委託料につきましては、運転管理業務、汚泥運搬処分業務等で1億1,358万5,000円、次の18ページでございます、工事請負費では、施設の延命対策と効率的な維持管理を図るため、し尿処理設備整備工事費等で8,292万9,000円を計上しております。

次に18ページから19ページでございます。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして17億2,458万9,000円を計上しております。泉北クリーンセンターの管理運営に携わります一般職25人の給与、共済費の人件費で3億1,420万6,000円、処理薬品費、指定ごみ袋等の消耗品費及び光熱水費等需用費で3億2,933万3,000円を計上しております。

次の20ページから21ページでございます。

委託料につきましては、ごみ処理施設運転管理業務、焼却灰運搬処分業務及び各設備機器の保守点検等に加えまして、本年4月から本格稼働いたします資源化センターの運営維持管理業務及び新たに実施いたしますプラスチック製容器包装の資源化に対応すべく、容器包装プラ選別業務並びに再商品化業務を計上しております。また、昭和46年度から52年度にかけて、本組合の焼却灰を処分しておりました黒石町最終処分場の測量及び焼却灰埋め立て開始前に本組合が布設しました埋設管調査業務を計上し、委託料で5億6,865万2,000円を計上し

ております。

次に、工事請負費につきましては、処理能力の保持及び安定運転を図るため、1、2号炉整備工事費等各設備機器の整備工事費を計上しております。また、1、2号炉整備工事では、燃焼室上部のボイラー水管の取替を4カ年計画の最終年度として実施し、工事請負費で4億8,434万1,000円を計上しております。

次の22ページから23ページでございます。

第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして9,636万6,000円を計上しております。

一般職2人の給与及び共済費の人件費で1,666万8,000円、委託料では、王子川側道清掃業務で25万円、工事請負費では、周辺住民の臭気対策及び流水確保のため実施しております王子川維持管理工事につきまして、本年度は経年劣化により機能が低下しております揚水ポンプの更新工事とあわせて計上し、また矢板改修工事につきましては、4カ年計画の最終年度に当たり、工事請負費で7,820万6,000円を計上しております。

次の24ページでございます。

第2項下水道費につきましては、広域下水汚泥処理施設建設に係る公債費であります南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料で1,170万4,000円を計上しております。

次の第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債等の償還金で、元金、利子を合わせまして11億7,639万5,000円を計上しております。

次の25ページでございます。

第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円、第8款予備費、第1項予備費につきましては、前年度と同額の300万円を計上しております。

以上が、歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては25億5,366万2,000円で、各経費を本組合規約に基づき組合市にご負担いただくものでございます。

8ページでございます。

第2項負担金につきましては、2,937万9,000円を計上しております。本来6月から受け入

れを実施いたします忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の処理事務委託による処理負担金でございます。なお、本年度の負担金は6月からの10カ月分でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場使用料等で276万1,000円、次の第2項手数料は、ごみ処分手数料として3億9,900万円を計上しております。

次に、9ページの第3款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目廃棄物発電事業特別会計繰入金につきましては4億2,427万円を計上し、分担金の削減を図っております。

公共下水道事業特別会計繰入金につきましては、本年度の予算計上はなく、公共下水道事業特別会計につきましては、先ほど当会計の廃止条例のご議決をいただき、平成28年度以降公共下水道事業特別会計を廃止するものでございます。

第4款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして100万円を計上しております。

次の第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては1万2,000円を計上し、10ページでございます、第2項雑入は、ごみ再資源化による有価物売却代等で、6,625万円を計上しております。

次の第6款組合債、第1項組合債につきましては、ごみ処理事業債ではフェニックス建設負担金に対する起債で240万円、下水道事業債では王子川矢板改修工事費で5,850万円で、組合債といたしまして6,090万円を計上しております。

11ページでございます。

国庫支出金につきましては、平成27年度をもって資源化センターが完成し、平成28年度の予算計上はございません。

以上が、歳入予算の概要でございます。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、ごみ処理事業及び下水道事業の限度額、起債の方法、利率等につきまして本表のとおり定めるものでございます。

以上が、平成28年度本組合一般会計予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） 少し質問させていただきます。

この予算書の3ページ、ごみの処理費が前年度と比べまして、14億5,600万円余り減額するとなっております。先ほどのご説明で、27年度の補正予算のところ、資源化センターを12億円とかご説明というか、それがありませんので、関連をしているのかなと思うんですが、改めましてこの減額の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（溝口 浩君） 堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

ただいまご質問がありましたごみ処理費の14億5,642万7,000円の減額理由ということでございます。こちらのほうにつきましては、人件費で約6,729万4,000円の減額、それと物件費で6,721万9,000円の減額、それと事業費につきまして13億2,191万4,000円の減額となっております。

今申し上げました事業費の13億2,191万4,000円の大きな理由といたしましては、資源化センター建設が27年度に終わったことによるものが大きな理由となっております。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） よろしいですか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） すいません、関連して、電気を入札というか、されていると思うんですけども、それはここの部分には含まれるんですか、含めないんですか。

○議長（溝口 浩君） 堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

今、物件費のほうで6,721万9,000円の減額となっておりますと申し上げました。こちらのほうに電気、ガス、27年度より入札した分が含まれております。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） わかりました。じゃあ入札をしたことによって電気、ガスでどれほど減額をしたのかということと、電気、ガスの入札を開始した時期がいつだったか教えてくださいませんか。

○議長（溝口 浩君） 答弁できますか。

（「ちょっと時間をください」の声あり）

暫時休憩いたします。

（午前11時03分休憩）

(午前11時04分再開)

○議長（溝口 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの小林議員に対する答弁を求めます。

堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

ただいま申し上げました電気の入札による減ということで、約4,500万円、それとガスの減額ということで2,825万6,000円を計上しております。

入札の実施時期に対しましては、泉北環境が買う電気につきましては27年度、ガスにつきましても27年度から入札を実施しております。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） よろしいですか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） わかりました。ありがとうございます。

すいません、議長、続けてあと2つあるんですけれども。

○議長（溝口 浩君） 先に質問していただくのは結構ですが、項目を全部上げてください。

○14番（小林昌子君） はい、わかりました。

では、あと残り2つ申し上げます。

6ページにごみ処理費が前年度と比較いたしました2億5,664万9,000円減額となっておりますけれども、この要因が何で、また3市の一般ごみ総量はそれぞれ前年度と比較してどれほど減量になるのかということをお伺いいたします。

続きまして、余剰電力というか、売電をしていただいて、非常に熱効率のいい運転もしていただいているということは認識をしております。5億円ぐらい売電をしていただいていると思うんですけれども、定期点検のときなどは電力を買わないといけないと思っているんですけれども、基本料金、これは1カ月どの程度で、売電できないときの電気の使用料はどれぐらいかかっておられるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○議長（溝口 浩君） 暫時休憩をいたします。

(午前11時06分休憩)

(午前11時09分再開)

○議長（溝口 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、小林議員の質問に対する答弁を求めます。

堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

ただいまご質問のありました2億5,664万9,000円の減額ということで、一般財源の減額でございますが、先ほどご答弁申し上げました歳出の14億5,642万7,000円の減額に対しまして、資源化センターに対する国費3億8,731万4,000円、それと同じく資源化センターに対する地方債等で7億7,910万円の減額、それとあとごみ処分手数料、こちらのほうが1,700万円の増額、それと有価物の売却等に対します雑入の諸収入の減額で4,608万円等、こちらのほうをそれぞれ差し引きいたしまして、2億5,664万9,000円の減額となったものでございます。

それと、各種のごみがどれだけ減量されるかということでございますけれども、こちらにつきましても、和泉市さんも10月から家庭系ごみの有料化を実施されたということで、かなりの減量をされることを期待しているところでございます。

それと、電気を買うものの基本料金につきましては、泉北環境では発電をしておりますので、電気を買う月と買わない月とございます。電気を買う月につきましては、基本料金といたしまして219万5,331円、買わない月につきましては137万1,253円となっております。

それと、先ほどの話ですが、オーバーホール等で、10月には2炉をとめる時期がございます。こちらのときに電気をかなり買うということで、27年度の実績で約1,500万円となっております。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） わかりました。

では、確認ですけれども、和泉市が昨年の10月からごみの有料化をしたことによって、それぞれ3市からごみの量はどれぐらいかということでは、かなりの量が減るというご答弁だったんですけれども、かなりの量が減るところでは、多分予算は立てておられないと思いますので、具体的にどれぐらいを見込んでおられるのか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それと、確認ですけれども、発電ですけれども、発電をしないときは当然電気を買わないといけないんですけれども、買わないときの基本料金は1カ月137万1,253円を支払っておられ、電気を買う月は基本料金が219万5,331円で、プラス利用した電気の量をお支払いをするということで、それが基本料金と合わせて1,500万かという理解でよろしいですか、確認

です。

○議長（溝口 浩君） 暫時休憩します。

（午前11時14分休憩）

（午前11時18分再開）

○議長（溝口 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小林議員の質問に対する答弁を求めます。

堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

先ほどの話ですけれども、平成27年度の焼却ごみの搬入量といたしまして、8万7,000トンを見込んでおります。28年度につきましては、2,000トン減の8万5,000トンを予定しております。

それと、先ほどの電気の基本料金が含まれているかということでお話ですけれども、1,500万円の中には買電の基本料金は含んでおります。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） よろしいですか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） 私が質問をしたのは、買う月と買わない月があって、それぞれの基本料金、買う月と買わない月の基本料金はこうですというふうにお聞きしたから、買う月です。買う月というのは、基本的に基本料金が219万5,331円だとおっしゃったから、買う月の使用量はどれほどで、トータル電気代としてどれほどになりますかということをお伺いしたんです。

○議長（溝口 浩君） 中嶋総務部次長。

○総務部次長（中嶋 護君） 総務部の中嶋でございます。

27年度年度途中です。それで、議員さんおっしゃられるように、買電の量は1月末現在で113万9,930キロワット購入しております。金額といたしましては約3,000万円、基本料金と電気使用料、払っております。

以上です。

○議長（溝口 浩君） 小林議員、よろしいですか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） わかりました。

では、また後でもう少し詳しく。はい。書面で伺いたします。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（溝口 浩君） 他にございませんか。

古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 5番 古賀です。

このような時間に来ておりますので、1点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

どういうことかと申しますと、このごみ焼却炉が、ここに記載されておるとおり、13年が経過しておるということとございます。償還年が大体15年と聞いております。およそこの炉についての寿命ですけれども、大体何年ぐらいをお考えなのか、そしてこの炉の長寿命化ということについて、一定のご計画を立ててあるのかどうか、その点だけ伺いたい。

といいますのは、この5月で私も泉北環境のほうで議員になれるかどうかも定かではございませんので、この際このことについてお尋ねいたします。

○議長（溝口 浩君） 答弁願います。

堀場環境事業課長。

○環境事業課長（堀場 壽君） 環境部環境事業課長の堀場でございます。

焼却炉の寿命ということで、今組合の中では大体30年から35年ということに考えております。

それと、延命化の工事ということで、例えばいろいろ検討している途中でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） 古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 30ないし35年とかいう寿命ということでございますけれども、過去大体そんな寿命だったですかね。もっと短かったんじゃないかなという思いがするんですけれども、例えば現在の1号炉、2号炉をつくる以前に廃炉になった炉があると思えますけれども、これについては大体耐用年数はどのぐらいでございましたか。

○議長（溝口 浩君） 逢野環境次長。

○環境部次長（逢野典夫君） 今ご質問あった件ですけれども、起債償還につきましては15年であることから耐用年数は15年間考えられますが、全国的には約20年というところがございます。

今35年といたしましたのは、整備等長寿命化をしまして35年はもたせていきたいなという考

えでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 浩君） 古賀議員。

○5番（古賀秀敏君） 今おっしゃったように、大体20年前後が一般的な寿命というふうに私も過去にも聞いてまいりました。しかしながら、この炉をいかに長寿命化を図るかということが私は一番、この構成3市の市民の負担が軽くなるということにつながるんですから、そのためにはやはりちゃんとしたメンテナンス計画といいますか、そういったものをたててやらないと、都合的な数値として30ないし35年とおっしゃったんだろうと思いますけれども、そう簡単なものではないと思うんです、これを実現するには。

例えば、民間企業なんかでいろいろなプラントが建設されて、大体償還年限に匹敵するぐらい、その倍ぐらいもたすんですね、普通。償還が終われば、生産設備というのは利益をたくさん上げることができるわけですよ。イコールこのごみの焼却炉だって、償還期限が過ぎて、負債が軽くなってくれば負担が軽くなるわけですから、ですから償還年限を過ぎて何十年もたすかというのは、私は一番大切なことではないかなと思うんです。

したがって、私は毎年1回定期修理ということで、約1カ月ぐらいかけて補修されておると思いますけれども、その折にしっかりと点検をしていただくと。肉厚テストとかいろいろなことがあると思いますけれども、そういったことをしっかり行うことによって、そして年次の計画を立てながら、ある年はすごくお金がかかると、ある年はかからないというようなことでは、また非常に負担が多い年と少ない年になるわけですから、できるだけ計画をしっかりと立てながら、そんなに凹凸のないような形の計画を立てられるべきではないかなと。

したがって、これらについては専門家をちゃんと入れてやる、外からの専門家を入れてその費用と、寿命が1年縮んでしまうということに比べれば、随分安くつくのではないかと思いますので、そういった専門家を含めて、長寿命化ということについてしっかりと取り組んでいただくことをお願いして終わっておきたいと思います。

以上です。

○議長（溝口 浩君） 他にございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第14、議案第10号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

別冊予算書の35ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。

3歳出、第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、廃棄物発電事業に要する経費といたしまして4億8,526万8,000円を計上しております。

一般職1人の給与、共済費の人件費で732万1,000円、工事請負費では、発電設備維持補修工事費として1,357万7,000円を計上しております。

次の40ページでございます。

公課費につきましては、消費税及び地方消費税として3,958万5,000円、次の繰出金でございますが、一般会計への繰出金として4億2,427万円を計上し、一般会計の分担金の削減を図っております。

次の第2款公債費、第1款公債費につきましては、廃棄物発電事業債の償還金で、元金、

利子で1,472万4,000円を計上しております。

以上が、歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

38ページでございます。

2歳入、第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、廃棄物発電による売電収入といたしまして5億円を計上しております。

次の第2款繰越金、第1項繰越金につきましては1万円を計上しております。

以上が、平成28年度本組合廃棄物発電事業特別会計予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（溝口 浩君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 管理者の阪口でございます。議長さんのお許しをいただきまして、平成28年本組合議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

議員皆様方におかれましては、長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、ご提案申

上げました全ての案件につきまして原案どおりご可決を賜り、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後予算の執行に当たりましては、皆様方にいただきましたご意見、またご要望につきまして、今後の組合行政の推進に参考にさせていただきたく存じております。今後ともより一層努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、平成26年10月より始まりました資源化センター建設工事につきましては、いよいよ完成の段階に近づきまして、これもひとえに議員皆様方のご支援、ご協力のたまものと心より感謝をいたしております。完成の暁には地域の資源化推進の発信拠点として、十分にその役割をしてみたいと存じております。

つきましては、先般ご通知を申し上げましたとおり、3月26日土曜日でございますが、午前10時より議員皆様方初め関係各位をお招きいたしまして完成式典をとり行いたく存じております。ご多忙の中とは存じますが、ぜひともご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、組合運営方針でも申し上げましたとおり、ごみの減量化とリサイクル、リユースの推進を図り、より効率的かつ効果的な体制で循環型社会の形成に資することができるよう、正副管理者ともども職員一同が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましても、今後ともなお一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

○議長（溝口 浩君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして平成28年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午前11時40分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 溝 口 浩

同 署 名 議 員 古 賀 秀 敏

同 署 名 議 員 大 浦 まさし